

第29回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年12月22日 開会
平成28年12月22日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年12月22日 第29回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時24分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	9番 高木政志	10番 阿部優
11番 森秀幸	12番 村岡秀樹	13番 小川博幸

2 欠席委員

8番 廣富一豊

3 議事に参与するもの

事務局長	前田 勇
事務局長補佐（振興係長）	宿院 賢一
農地係長	高橋 博勝

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

日程第4 報告第2号 農業委員会等への事務委任及び補助執行規則の一部改正について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

4 議事内容 午後2時00分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 本日、議席番号8番廣富委員より所用のため欠席する旨の報告がありました。只今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第29回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号10番阿部委員、11番森委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成28年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の2件であります。次のページをご覧ください。借主の都合による解約であります。

1件目、賃貸人は、幾千世に住所を有する方、賃借人は、帯富に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年3月29日に賃貸借されましたが、平成28年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。

2件目、賃貸人は、稲穂に住所を有する方、賃借人は、帯富に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成24年4月25日に賃貸借されましたが、平成28年12月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第2号 農業委員会等への事務委任及び補助執行規則の一部改正について

○小川議長 次に日程第4、報告第2号「農業委員会等への事務委任及び補助執行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○前田局長 報告第2号 農業委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について。農業委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則(昭和61年浦幌町規則第7号)の一部を次のように改正したので報告する。平成28年12月22日提出。浦幌町農業

委員会会長。記、農業委員会等への事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正する規則第2条第5号の次に次の1号を加える。(6) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条及び第9条の規定による農業委員会の委員の任命等に関する事務。附則、この規則は、公布の日から施行する。(平成28年12月15日施行)

先ほど諸般の報告でも説明いたしましたが、平成28年第4回町議会定例会において農業委員会の委員の定数を13人とする条例が可決したことに伴い、来年7月に改選を迎える農業委員会の委員の任命等に関し、その事務を町から受任し、実務を行って参ります。次のページをご覧ください。規則の新旧対照表であります。第2条は農業委員会への委任として規定しています。現在第1号から5号まで、5項目に渡り委任を受けているものに今回第6号として追加になったものです。先月開催した第28回総会では、委任の文言を法律から規則に変わりますと説明いたしましたが、話が2転、3転をしまい申し訳ございません。最終的には最初にお話していた法律の規定とすることで規則の一部改正が行われましたので、ご理解をいただきたいと思えます。なお、実際に事務を行っていくことの内容としては何も変わってございませんので、よろしく願いいたします。

また、別添の参考資料をご覧くださいと思えます。浦幌町農業委員会の委員の任命に関する規則が制定され、今月15日に施行されました。先月参考としてお示しをした案とは内容が変更となっているところがありますので、規則の概要について説明をさせていただきます。まず、表題であります。案では「選任に関する規則」としていましたが、「任命に関する規則」に変わっています。第2条で推薦及び募集について規定しています。第1号では町内の地区及び全域からの推薦。第2号では法人又は団体からの推薦。第3号では一般募集として規定しています。第3条は推薦及び応募の資格を規定しています。第1号では、住所要件について規定しています。原則は町民としていますが、特別な事情がある場合はこの限りでないとして規定しています。以下第2号から第4号までは、「でない者」として規定しています。第4条では推薦の手続き等について規定しています。第1項では、個人による推薦について、第2項では法人・団体からの推薦について規定しています。ページを2枚めくって下さい。個人用の推薦書の様式です。推薦者について、案では農業者等3名以上が連名しとなっていましたが、推薦者は1名として規定していますので、よろしく願いいたします。元のページにお戻りください。第5条では自ら農業委員になりたいとする応募について規定しています。第6条では周知について、第7条では推薦及び募集の期間等について、第8条では委員候補者の評価について、第9条では委員の任命予定者の決定について、第10条では委員の補充について規定しています。この委員の補充についてですが、定数の5分の1と規定されていますので、定数13人のうち3人が欠員となった場合、補充することとなります。以下推薦等の各種様式が添付されていますので、ご覧おきいただきたいと思えます。なお、新農業委員の募集については、来年1月30日から2月28日までの30日間を予定し、募集をかけたいと思っています。1月25日発行の広報誌うらほろに募集内容の掲載をすると同時に、より詳細な内容については、町ホームページにおいてお知らせをしていきます。以上で報告を終わります。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。森委員。

○森委員 規則の第3条について確認させてください。第1号の浦幌町に住所を有する者。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。とはどのように解釈すればよいのか。

○小川議長 はい局長。

○前田局長 先にお示しをした案では、町内に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げないとしていましたが、その後、総務課総務係に規則のチェックをお願いしたところ、そういう表現はいかがなものかという指摘を受けました。この規則に関しては北海道農業会議から標準的なものをお示しいただき、道内の各市町村において規定をしています。基本は町民という考えの中で、特別な事情というのは、農業委員として業務を執行するのに支障がない住所地の人であれば、特別な事情の中で許可をするという考え方であります。例えば、札幌市の住民が浦幌町の農業委員になるということは考えていませんが、近隣の住民で浦幌町農業委員として業務に支障がない方であれば認めるということでご理解をいただきたいと思います。

○小川議長 よろしいですか。それでは他に質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 それでは次に移ります。日程第5、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件3件でございます。

番号24番、貸主は、幾千世に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況「畑」、面積は、12筆合わせまして、71,258平方メートルです。契約の種類は、「賃貸借」、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年12月26日から平成38年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号25番、貸主は、新町に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況「畑」、面積は、5筆合わせまして、61,830平方メートルです。契約の種類は、「賃貸借」、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年12月26日から平成38年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号26番、貸主は、稲穂に住所を有する方、借主は、幾千世に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況「畑」、面積は、7筆合わせまして、164,785平方メートルです。契約の種類は、「賃貸借」、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年12月26日から平成38年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案次ページ以降に、3条番号24から26までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号24番と25番について、地区担当は廣富委員であります。本日欠席しておりますので、代わって地区担当委員長の山村委員長から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員長 番号24番、25番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、12月9日現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 はい、ありがとうございました。続きまして、番号26番について、地区担当委員の福田委員から現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号26番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であり、12月8日に現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。

○小川議長 はい、ありがとうございました。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第2号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定より、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成28年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。番号27番。利用権の設定等を受ける者は、万年に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、宝町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、112,905平方メートルです。利用目的は「畑」。成立する法律関係は、「使用貸借」で価格は発生

しません。利用権の時期は、平成29年1月1日から平成30年11月30日までの2年間です。

議案次ページに、「番号27」の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定より、浦幌町長から決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議されたい。平成28年12月22日提出。浦幌町農業委員会会長。議案を1枚めくっていただきまして、ご説明申し上げます。賃貸借案件1件の内容であります。番号28番。利用権の設定等を受ける者は、千才町に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、瀬多来に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。地目は、現況「畑」、面積は、38,607平方メートルです。利用目的は「畑」。成立する法律関係は、「賃貸借」。利用権の時期は、平成28年12月26日から平成33年11月30日までの5年間。賃貸価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案次ページに、番号28の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第29回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲

れ様でした。

午後 2 時 2 4 分閉会